

高気圧健康診断(高気圧作業安全衛生規則第38条)

高圧室内業務または潜水業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当核業務への配置換えの際及び、その後6月以内ごとに1回、定期に次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

健康診断項目

【必ず実施すべき項目】

- 1 既往歴及び高気圧業務歴の調査
- 2 関節、腰もしくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状または他覚症状の有無の検査
- 3 四肢の運動機能検査
- 4 鼓膜及び聴力の検査
- 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- 6 肺活量の測定

【医師が必要であると認めたときに実施しなければならない項目】

- 1 作業条件調査
- 2 肺換気機能検査
- 3 心電図検査
- 4 関節部のエックス線直接撮影による検査